

令和元年度第1回習志野市地域福祉計画策定地域会議

日 時：令和元年8月5日（月）午後3時00分から午後4時30分まで

場 所：習志野市庁舎グランドフロア会議室

委員出席者：松尾公平委員（会長）、古達精一委員（副会長）、遠藤勝吉委員、
小林伸也委員、長尾一輝委員、本宮隆委員、長谷川誠一委員、
村山輝子委員、加藤久雄委員、菊地謙委員
（欠席：池田圭委員）

事務局出席者：菅原優健康福祉部長、松岡秀善健康福祉部次長、
大竹博和健康福祉政策課長、安田輝智社会福祉課長
矢島明彦障がい福祉課長、渡辺雅史高齢者支援課長、
小野寺実生活相談課長、児玉紀久子健康福祉部主幹、
中村晴美健康福祉部主幹、鈴木はるひ健康福祉部主幹

議 事：委嘱状交付式

- 1 開式
- 2 委嘱状交付
- 3 委員紹介
- 4 事務局紹介
- 5 閉式

地域会議

- 1 開会
- 2 日程
 - 日程第1 会長選任
 - 日程第2 副会長選任
 - 日程第3 会議録の作成
 - 日程第4 会議録署名委員の指名
 - 日程第5 報告

（1）習志野市地域福祉計画について

- ・習志野市地域福祉計画（令和2年度～令和7年度）の策定について
- ・習志野市地域福祉計画（平成26年度～令和元年度）の取組み状況について
- ・作成スケジュールについて

日程第6 その他（事務連絡等）

- 3 閉会

資 料：〔資料1〕習志野市地域福祉計画（令和2年度～令和7年度）の策定について
〔資料2〕習志野市地域福祉計画（平成26年度～令和元年度）の取組み状況について
〔資料3〕作成スケジュールについて

令和元年度第1回習志野市地域福祉計画策定地域会議 議事録

発言者	議題・発言内容及び決定事項
	<p>委嘱状交付式</p> <p style="text-align: center;">開 会</p> <p style="text-align: center;">委嘱状交付</p> <p style="text-align: center;">委員紹介</p> <p style="text-align: center;">事務局紹介</p> <p style="text-align: center;">閉 会</p> <p>地域会議</p> <p style="text-align: center;">開 会</p> <p style="text-align: center;">議 事</p>
大竹健康福祉 政策課長	<p>日程第1、会長選任について。事務局一任により松尾委員が会長に選出される。</p> <p>日程第2、副会長選任について。会長一任により古達委員が副会長に選出される。</p>
宮本市長	<p>市長挨拶が行われる。日頃の委員の活躍に感謝の意を述べ、忌憚のない意見と地域福祉計画への尽力を依頼する。</p>
松尾会長	<p>日程第3、会議録の作成等について諮る。</p> <p>会議録については要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載し、非公開の審議事項を除く記録について、市ホームページにおいて公開することについて諮り、了承を得る。</p> <p>日程第4、会議録署名委員の指名について、名簿順にて遠藤委員を指名する。</p> <p>日程第5、報告「(1) 習志野市地域福祉計画について」の内、習志野市地域福祉計画（令和2年度～令和7年度）の策定について説明を求める。</p>
大竹健康福祉 政策課長	<p>地域福祉計画は、市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策、目標を設定し、計画的に整備していくもので、社会福祉法第107条により資料の①から⑤に記載してある事項を一体的に定める計画を策定し、公表することが市町村の努力義務である。</p> <p>平成30年4月の改正社会福祉法の施行により、①と⑤の事項が新たに追加された。①の「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」については、地域の課題</p>

や資源の状況等に応じて、

- ・既存の制度に明確に位置付けられてないが、何らかの支援が必要であるいわゆる「制度の狭間の課題」への対応

- ・生活困窮、高齢者、障がいのある方、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える方に対する段階に応じた適切な支援

- ・高齢者、障がいのある方、児童に対する虐待への統一的な対応

など、各福祉分野が連携して事業を行うことにより、それぞれの事業の効果や効率性、対象者の生活の質を高めることができる取り組みを計画に盛り込んでいく。

また、⑤の「包括的な支援体制の整備に関する事項」について、

- ・「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備

- ・「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

- ・多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

の3つの事業の実施等を通じ、包括的な相談支援体制を整備することが新たな取り組みとして加わった。

2番の地域福祉計画を策定する目的であるが、全ての市民が人と人との絆を深めながら共に生き、互いに支えあう地域づくり（共生社会）により、社会的に弱い立場にある人の人権を守り、地域の一員として包み支えあい、あらゆる人の存在価値を認めるソーシャル・インクルージョンに向けた取り組みを進めるとともに、地域共生社会の実現に向けて、各分野にまたがる複合的な課題を受け止める相談支援等、福祉サービスを必要とする住民と、その世帯が抱える地域生活課題の解決に資する「包括的な支援体制」の整備により、本市の地域福祉のビジョン、目指すところの全体像を実現するために計画を策定する。

そして、地域福祉社会の構築に向け、市民、団体、事業者、行政等のそれぞれの役割を明確にすることも目的としている。

次に地域福祉計画と他の計画の関係について、地域福祉計画は、本市の全体計画である基本構想、基本計画に基づく福祉に関する総合的な計画としての位置づけであることから、第4期障がい者基本計画（平成30年度～令和5年度）、高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（平成30年度～令和2年度）の上位計画に位置付けられる。

また、子ども・子育て支援事業計画、第2次男女共同参画基本計画など、各分野の計画との関連が深く、一部の視点が含まれるもの、基本的な考え方が共通しているものなど、関連する度合いは様々となるが、それら計画との整合性を図る必要がある。

計画期間としては、基本構想の後期基本計画に合わせ6年を予定している。

一つ飛んで、資料3の本計画の作成スケジュールについては、地域会議の皆様には、本日を含めて全部で3回集まってもらう予定。第2回の会議で、

<p>松尾会長</p>	<p>計画の基本理念、基本目標を含めた計画の素案について検討してもらい、第3回の会議で修正内容と素案について意見をもらう。そして、10月頃に計画（案）としたい。</p> <p>その結果を諮問機関である習志野市福祉問題審議会に諮問し、パブリックコメント（12月頃）を経て、3月に完成させるというスケジュールである。</p> <p>ここまで質問なし。報告「(1) 習志野市地域福祉計画について」の内、習志野市地域福祉計画（平成26年度～令和元年度）の取組み状況について、説明を求める。</p>
<p>大竹課長</p>	<p>平成26年度～令和元年度を期間とする現行の「地域福祉計画」では、「すべての市民が、地域の一員として互いに支えあう、包容力とやさしさのあるまち」を基本理念とし、この基本理念の実現に向け、4つの基本となる目標を掲げ取り組んできた。（資料2（A3）の2ページ）</p> <p>基本目標1、「自ら考え、地域社会に参加できるまち」は、自立、社会参加、住民主体の視点である。</p> <p>社会福祉法では、地域住民全員が地域社会の構成員の一人として日常生活を営み、あらゆる活動に参加することができる地域社会を求めている。すべての市民が自らの生活行動を制限することなく自己決定する権利が尊重されるまち、言い換えれば主体的に社会参加できる、自立した生活を送るために必要なサービスが整っているまちを目指し取り組んできた。</p> <p>主な取り組みは、2番 総合支援法に基づく協議会として、事業者・関係機関・市で構成する「地域共生協議会」を組織し、本市の福祉サービスの提供体制の充実と課題解消に向けた協議を行った。課題の変化・多様化に応じた委員を配置するため、委員が増加していることなど、協議会の在り方や運営について検討が必要となっている。</p> <p>4番 障がい福祉サービス事業所についての情報提供は、障がい福祉サービス事業所や子育て、発達に関する相談窓口を掲載したマップを作成し、一覧にして情報提供を行うことで各々の特色を理解したうえで、利用する事業所等を選択することができるよう取り組んできた。内容の検討と積極的な配布に引き続き取り組む。</p> <p>9番 相談支援拠点の確保などの支援体制の整備として、利用者ができる限り安心して日常生活・社会生活が送れるように「一般相談」を行うとともに、民間法人2事業者に委託し相談支援事業所を設置した。委託した相談支援事業所の機能充実及び相談支援専門員の増員が課題となっている。</p> <p>10番 発達に課題がある子どもに関する相談、指導は、成長や発達に不安や課題のある18歳までの子どもの相談を実施した。また、就学前の児童には、その成長段階の課題に応じた指導を行った。ひまわり発達相談センター利用者の増加及び多様化する相談内容に対応可能な職員の専門知識の充実と職員間の連携が必要となっている。</p>

13番 特別支援学級の開設は、障がいのある児童・生徒の安全確保及び学習活動支援を行うため、各学校に支援員を配置し、学級担任と連携しながら障がいのある児童・生徒が他の児童・生徒とともに学習活動に取り組めるよう個別の支援を行った。

市内各小中学校に特別支援学級の開設を進めており、支援員のニーズが高まることが予想されることから、支援を必要とする児童・生徒の状況を把握した中で、支援員の適正配置に向けた雇用が必要となっている。

15番 ひきこもりサポーター派遣等によるひきこもり支援は、ひきこもりの人の社会参加の促進のため、専門のコーディネーターが本人や家族からの相談や要望を受け、状況に応じてサポーターによる訪問支援を行っている。個々の状況に応じた様々な支援が必要となっている。

22番 生活支援コーディネーター配置は、地域の高齢者のニーズが多様化したため、介護保険だけでは担うことができないサービスや支援として、市内全域と日常生活圏に「生活支援コーディネーター」を配置し、地域資源の開発やネットワークの構築、担い手の創出などを行った。また、「地域支え合い推進協議会」を設置し、情報共有・連携強化の中核となるネットワークの構築、サービスの担い手育成のため、「市認定ヘルパー養成講座」を開催した。日常生活圏域におけるネットワーク強化、資源開発及びサービスの担い手育成に更に取り組む。

25番 認知症支援推進事業は、認知症の人とその家族、医療と介護の専門職、地域住民が気軽に参加し、歓談や相談ができる場として「認知症カフェ（ならしのオレンジテラス）」を委託により、市内5ヶ所で実施した。認知症カフェの設置・運営方法について、身近な地域での開催や利用者ニーズにあわせた多様な運営ができる体制を構築するため、新たな仕組みづくりに取り組む。

28番 高齢者向け再就職支援セミナーは、高齢者の就労ニーズが高まっているため、千葉県ジョブサポートセンター及び近隣市との協働により、再就職支援セミナーを実施した。スキルや経験を活かせる求人が少なく、ミスマッチが課題となっている。

31番 こどもセンター「きらっこルーム」の充実は、主に乳幼児の親子が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で、安心して子育てができるよう交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等の支援を実施した。施設によって取り扱いが異ならないよう、施設間の情報共有、連携が必要となっている。

36番 生活困窮者自立支援事業就労関係は、生活困窮者の自立支援のため、就労に関する相談やハローワークへの同行訪問等の就労支援を実施した。

就労支援では就職に結びつくことが困難な方に対する、コミュニケーション能力取得講習や職業体験講習について、他事業との連携実施や近隣市との広域実施等を検討する。

44番 創業・起業支援は、習志野商工会議所との協働により「ならしの

創業塾」を実施した。創業・起業を検討するにあたり、インターネットを正しく使いこなすための知識や能力の事を指すインターネットリテラシーを含めたノウハウの不足が障壁となっている。

基本目標2、「認め合い、支えあい、助けあえるまち」は、包容力、やさしさ、協働といった視点である。

誰もが社会参加できるまちは、市民一人ひとりが多様な生活課題をお互いに認め、受け止めて共に活動できる、支えあい、助けあいのあるまちである。

すべての市民が地域の一員として自己実現でき、さらには地域での活動の担い手として生活するためには、地域社会の全構成員が相互に理解しあい、協働することが必要であり、ひいては地域の活力につながることを目指し取り組んできた。

主な取り組みは、5番 民間事業者への障がい者就労に関する情報提供は、障がい者就労への理解を促進するため、地域共生協議会就労支援部会と協力して、広報誌「ならたく」を発行し、習志野商工会議所や町会・自治会に配布した。

民間事業者が障がい者を雇用するノウハウがなく、大手企業以外は雇用に至らないことが課題となっている。

6番 転倒予防体操推進員の養成は、介護予防を推進するため、本市のオリジナル体操「てんとうむし体操」の普及啓発を行う「転倒予防体操推進員」を養成し、推進員自らの活動ができるよう研修等の支援を行った。

推進員の高齢化が懸念され、活動スタイル自体を検討していくことが課題となっている。

7番 高齢者相談員制度は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように定期訪問による見守りや、福祉制度の案内等を行う高齢者相談員を配置した。

今後も取り組みを継続し、支援体制の充実を推進する。

13番 親と子のふれあい講座は、2歳児親子の触れ合いを図るため、年齢に応じた心と体の発達、幼児の遊び等を学ぶとともに、仲間づくりを実施した。

対象地域を広げた合同講座や少人数に見合った内容等の検討が必要となっている。

20番 公民館地区学習圏会議は、地域の活性化とまちづくりや生涯学習を推進するため、学校・地域・公民館が連携し、地域の歴史・文化・行事・イベント等に取り組んだ。

学校との協力体制の強化、新たな人材育成が課題となっている。

22番 三世代交流ならしのきらっ子こどもまつりは、町会・自治会や習志野市社会福祉協議会、子育て支援団体等の関係団体によって構成される実行委員会を設置し、地域交流と仲間づくりの推進を目的にまつりを実施した。

子育て世代が地域に根つき、安心して子育てができる環境づくりに努めた。

基本目標3、「安全で安心して住み続けられるまち」は、合理的配慮、防犯・

防災、バリアフリーといった視点である。

社会生活の中で配慮の必要な人に、合理的な配慮がなされていることが、地域で生活することの第1歩であり、自立した生活につながる。

バリアフリー等のハード面としての生活環境の整備の他、さらに地域のつながりや各団体等の活動等のソフト面の配慮も加わることによって安全で安心なまちをつくり、すべての市民が住み続けたいと思うまちを目指し取り組んできた。

主な取り組みは、2番 バリアフリー対策事業は、「習志野市バリアフリー移動等円滑化特定事業計画」に基づき、生活関連経路等における道路施設等の設置や歩行者空間の改善等を実施した。

安全で安心な歩行空間を確保すべく、継続的にバリアフリー化を図る。

8番 地域の防犯体制の推進は、子どもの安全確保のため、警察や関係機関、町会・自治会等と連携して充実した地域の防犯パトロールに取り組み、「こども110番の家」の推進を図った。

協力店舗の閉店、高齢化による退会等で登録者の減少が課題となっている。

13番 総合防災訓練事業は、地域住民向けに「地区別活動マニュアル」を作成し、避難所開設・運営訓練及び各避難所での市民防災力向上訓練を実施した。

市民への「自助・共助」に対する意識啓発が課題となっている。

14番 避難行動要支援者支援事業は、避難行動要支援者名簿を作成し、民生委員、高齢者相談員による日頃からの見守り活動を通じて、安心して暮らしていける地域づくりを推進した。

高齢化等による対象者の増加により、関係団体等の負担増加が課題となっている。

基本目標4、「ともに生きる社会を推進する担い手が育つまち」は、人材育成、意識啓発といった視点である。

地域福祉計画のめざす社会を実現するためには、地域における活動を支える担い手が必要であり、担い手である関係機関や各団体等の連携・活動のネットワーク化によって活動を活発化するとともに、新たな担い手も育つまちを目指し取り組んできた。

主な取り組みは、1番 心が通うまちづくり条例推進事業は、条例に掲げる「誰もが当たり前心を通わせ理解しあえる住みやすい社会」の実現に向け、市民向けの体験講座を年2回実施した。

条例の認知度の高まりとともに、市民等が主体的に認知や関心を持ち、自主的に行動できるようにすることが必要となっている。

3番 習志野市民カレッジは、社会状況の変化とともに「まちづくりへの参加意識を醸成する」内容に改編し、第一年次では、地元を知ることをテーマに、本市の行政や歴史及び自然等を学習内容として取り上げ、第二年次では、地域福祉も含めた卒業後の地域活動を目指した体験型の学習を行った。

受講生の減少と卒業後の学びの還元に結びつかないことが課題となってい

	<p>る。</p> <p>7番 市民協働インフォメーションルームの運営は、情報共有の場、市民活動推進の場、交流の場の3つの機能を有する「市民協働インフォメーションルーム」を開設し、市民活動の拠点としてサービスの充実を図った。</p> <p>利用者の固定化等、より多くの方に利用してもらえる工夫が必要となっている。</p> <p>10番 人権擁護委員活動支援は、人権擁護委員は法務大臣の囑託により、基本的人権が侵されることのないよう監視し、人権思想の普及啓発や青少年に対する人権教育を行った。</p> <p>人権思想の普及啓発を推進するため、引き続き、人権擁護委員の活動を支援する。</p>
小林委員	<p>これまでの取り組みと課題が「今までの実績」で、今後の取り組みが「今後の課題」になるということか。</p>
大竹健康福祉 政策課長	<p>資料をみると、「これまでの取組の課題」という欄と、「今後の取組」という欄に分かれている。課題と考えているものをどう解消していくか。市で考えている今後の取り組みを地域福祉計画に記載し、意見をもらいたいと考えている。</p>
加藤委員	<p>これから策定する後期の計画について、今後の取り組みという部分を中心に考えて、計画に織り込んでいくという発想でよいか。</p>
大竹健康福祉 政策課長	<p>これまでの取り組みの中で、課題が少し見えてきているので、その課題を解消するための方策を練らなければならないと考えている。また、課題の解消に加えて、こういうことも追加してやらなくてはいけないのではないかという部分も、今後の取り組みに含まれているので、次期計画の中に含めていきたいと考えている。</p>
加藤委員	<p>基本構想、基本目標1から4の中で、ピックアップした分だけでも、かなりのボリュームがある。全部で47項目あるが、今回を第1回目として、2回目、3回目の中で、まとめていくということか。</p>
大竹健康福祉 政策課長	<p>2回目、3回目の中で、素案を示して意見をもらい、計画最終案を作っていくということになる。計画としては、この事業をやるという形ではなく、少し大きくまとめていきたいと考えている。</p>
本宮委員	<p>継続して参加している人はいるか。</p>
大竹健康福祉	<p>皆、初めてである。</p>

<p>政策課長 本宮委員</p>	<p>この前、ひまわり発達支援センターの委員に選ばれたが、書いてあることが同じである。これは市長と議会がやるものではないかと思った。何をやるかということを明確に示してもらわないと、3回の会議でまとめていくというのは難しいと思う。事務局はさっと説明するが、こういうのは、どこが何を担当するかなどの相関図を書かないと分からない。3回でできるというのは、「はい。そうです。」という形になってしまう。我々は何をやらなければならないのか。初めての場合は良いか悪いかも分からない。</p> <p>連合町会長と町会長、民生委員をやっているので、自分で学ぶために社会福祉を勉強しているが、初めて知ったことがたくさんある。初めてきて、これどうかと言われても、なかなか分からない。</p>
<p>松尾会長</p>	<p>今回の委員は、私も含めて初めての参加であり、委員の委嘱は個人というより、それぞれ所属する団体の代表として出ている部分があると思う。あと2回の委員会の中で、当面の方向性というものを、ある程度方向付けしなくてはいけないという中で、私も含めて、それぞれの団体に所属されている人達が、少なくとも1回は自分達の集まりの中で、報告なり意見の吸い上げ等をする機会を設けなくてはならないので、次回の会議が9月、10月という中で、素案を固めていくという形になると思うが、できるだけ早く素案なり資料等をもって、集まった際には、事前資料を踏まえて、会議の中でこういうことがあったという報告を、協議会でしないといけないし、各項目については、皆様から何か意見があればということで、ヒヤリングをしてこなくてはならない。事前資料等は、できるだけ早く各委員の手元に届くように配慮して欲しい。</p>
<p>長谷川委員</p>	<p>課題というのは行政の課題だと思う。地域の課題はたくさんある。私達は福祉関係の仕事をしているので、この中にもあるように、ボランティアの高齢化や地域の担い手が少なくなってきたとか、そういうものが結構たくさんある。そういった問題をどうやって取り込んでいくのかがみえない。福祉や障がい者、高齢者の問題を地域に投げかけて作るのはどうか。</p>
<p>松尾会長</p>	<p>各委員の課題や意見を聞く機会は、どういった形になるか。素案と照らし合わせながら、意見出しをする形になるのか。</p>
<p>菅原健康福祉 部長</p>	<p>地域の課題の洗い出しであるが、高齢者計画、障がい者計画などの個別の計画を作る際にはアンケート調査をしている。市の他の計画を作るときもアンケート調査をしているので、課題の認識をしているというところがある。本日配布した資料の中に、現在の地域福祉計画がある。基本理念が載っていて、「すべての市民が、地域の一員として互いに支えあう、包容力とやさしさのあるまち」とあり、この実現のために何をやるかということで、4つの基本目標がある。4つの基本目標に対して、計画上ではどういう表記になっているかという</p>

ことが、個々に取り組んでいる事業である。この計画の基本的な考え方としては、自助ということで市民、共助ということで地域、次が公助になり、公に取り組むものについて、こういう取り組みをしていこうということが書かれている。これをやるために個々の事業はどういうことをやろうかというのが、大竹課長が説明した個々の取り組みにおける課題になる。今こういう取り組みをやっているけど、課題があるから今後はこういう取り組みをしていかななくてはならないというのが上がってきている。それを次の計画の中で、どういった形で公助の部分で取り組んでいくか。盛り込んでいくか。形としては素案を作る中で、それぞれ専門分野の人達に集まってもらっているので、全ての点で考えるのではなく、自分の得意な部分を専門家の視点で、意見をもらえればと思う。

その際、委員個人の考えもそうだが、専門分野の代表として参加している中では、自分の団体に戻って、色々な意見を聞いたものを、反映させてもらうことになる。

松尾会長

障がいの分野であれば、障がい者基本計画や障がい福祉計画。高齢者の分野では、高齢者保健福祉計画や介護保険事業計画、子どもであれば子ども・子育て支援事業計画等、具体的なものは、そういった計画に反映させていくことになる。この会議でやっていくものは、上位計画にあたる部分なので、骨子や項目に漏れがないかという、大まかな部分の方向付けをするための会議ということで認識してよいか。

基本的には、今まで取り組んできた地域福祉計画や、今話してもらったような基本目標のように、その項目と40数項目置いた中に漏れがないか、新しい課題の項目が必要ではないかといった、大きな部分での要素の議論が、残り2回の中で求められてくる。細かいことに関しては、下位計画の具体的なそれぞれの分野における福祉計画の中に、落とし込まれていくというイメージか。

本宮委員

私が代表で出てきている所からみれば、こんなにたくさんを本当にやっているのかと思う。それをどうかと言われても、なかなかできない。「あなたは代表で出ているのだから」と説明を求められても、なかなかできない話である。一冊の計画をまとめるために全部考えなさいと言われても困る。ポイントで自分の関係あるところをやりなさいと言われても、なかなか把握できない。

代表で出てきている団体や町会、自治会などの問題点を挙げていって、どこに反映するかという逆パターンでないと、なかなか難しい。

ひまわり発達センターの会議にも出ているが、同じように3回の会議で、同じようなことが書いてある。例を言うと、ここに関係するものだけが挙げてあるのではなくて全体のもの、例えば、防災について危機管理課の話があった。発達センターのところは、障がい者が避難所である体育館に行く。一中は2階なのでどういう風にするのかというようなものを挙げていかないと、実際のものにはならないと思う。

大竹健康福祉 政策課長	<p>今回はあくまでも、現行計画での取り組み状況ということで考えている。改めてこれらを含んだ枠組みとしてお示しする形で考えている。</p>
本宮委員	<p>それだけではなくて、今後の取り組みがたくさんあるので、分からないところもある。分かった前提で意見を求められているので、なかなか答えにくいことがあると思う。</p>
菅原健康福祉 部長	<p>本宮委員は連合町会ということで、町会の立場で出席されている。今後の取り組みは個々の事業の取り組みなので、上位計画にどういった表現で記載することによって、取り組み事業に反映できるのかという部分を、「町会としてはこう考える」「この表現が足りないのではないか」「こういったものを入れた方が良いのではないか」等、意見をもらえればありがたい。</p>
本宮委員	<p>どこに配っているか知らないが初めて見た。これができたら、まちづくり会議に配布しないと、市の中での資料であって、我々は全然分からないし、これがあると言われても分からない。</p>
松岡健康 福祉部次長	<p>計画書ではないが、計画書の概要版を各まちづくり会議に配布した。手元にある地域福祉計画（平成26年～平成31年）は、習志野市として初めて作ったもの。社会福祉協議会では、地域福祉活動計画ということで、市より早い段階で作っている。説明にあったとおり、「社会福祉法に基づいて市町村が策定し公表するよう努める」という努力義務ということで、通常の計画は法定計画といって、作らねばならないものですが、地域福祉計画は義務ではないというものです。</p> <p>各委員から話があったように、それぞれの実施計画の上位にあるということで、逆にいうと、非常に位置付けが分かりにくいと思う。個別な計画であれば、具体的に書けるのでイメージしやすいが、上位計画の地域福祉計画になると理念的な計画になるので、イメージしにくい部分がある。イメージを具体化して個別計画を作るので、皆様にはイメージを作ってもらおうというような感じになる。それぞれの立場で地域活動をしている皆様から、色々な意見を出してもらい、作り上げるということになる。</p>
松尾会長	<p>今回の計画を見て、自分達の課題や実情がどの項目に当てはまるのかという、すり合わせまでは難しいと思う。それぞれの立場で思っていることや、現状の課題等を出してもらうことはできると思うが、どこに当てはまるかは、事務局から説明がほしい。11月、12月にパブリックコメントを設けているので、実情に近い問題や理念等の大きなことについても、聞かせてもらいながら、すり合わせや網羅されているかのチェック等、事務局から説明をしてもらう形になると思う。私達それぞれの立場から、これが大きな問題だからこうだとか、</p>

	<p>小さな問題だからこうだとか、発言するときを使い分けることは難しいので、自身の日頃の活動や団体の活動の中から、感じていること、是非とも取り上げてほしいものについて、それぞれが持ってくるということで頑張っていきたいと思う。</p>
<p>加藤委員</p>	<p>この話が福祉法第107条からきていて、我々は委嘱を受けている。市長の話にあった、福祉のまちとして特色を出すということは、どういう切り口でやっていったら、みんなが分かりやすく参加して、課題に向き合って解決できるかということの前に、基本目標1～4と福祉をどう結び付けるかというところから疑問が出てくると思う。松尾会長が言うとおりに、課題として市にあげて、どう改革していってもらいたいかということ。もし足りないことがあれば意見として出していく。それしかないと思う。基本目標1から4をもう一回作り直せといってもまとまらない。よくここまでまとめたなというのが、ここまで議論を進めながら理解したところである。</p>
<p>本宮委員</p>	<p>この間、市長がひまわり発達センターの会議のときに懸念していたのは、市役所は縦割りだから、横割りの方法をよろしくという形で言っていた。ここに出席されている職員は、横割りでちゃんとできているのか。</p>
<p>松岡健康 福祉部次長 松尾会長</p>	<p>地域福祉計画は、高齢者、障がい者、子どもを横割りにする計画になる。</p> <p>2回目以降、素案ができてからになると思う。日程第5は以上とする。日程第6、その他（事務連絡等）について事務局より連絡等あるか問う。</p>
<p>大竹健康福祉 政策課長</p>	<p>第2回目の会議については、9月19日（木）13時30分からを予定している。場所は1階の会議室を考えている。</p>
<p>松尾会長</p>	<p>以上で本日の審議会を閉会する。</p> <p style="text-align: center;">閉 会</p>